

毎月5日発行

Monthly

# 情報掲示板

第 63 号



社会保険労務士法人 **MAC** 税理士法人 望月会計  
TEL : 0263-34-4488 FAX: 0263-34-0054  
<http://www.sharou-mac.com/index>

## 高年齢者雇用の状況と

### 改正法施行後の高齢従業員の処遇

希望者全員が 65 歳以上まで

働ける企業は 5 割弱

厚生労働省は、2012 年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を 10 月中旬に公表しました。

これによれば、高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は 97.3% (前年比 1.6 ポイント上昇)で、大企業で 99.4% (同 0.4 ポイント上昇)、中小企業で 97.0% (同 1.7 ポイント上昇)でした。

また、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 48.8% (同 0.9 ポイント上昇)で、大企業で 24.3% (同 0.5 ポイント上昇)、中小企業で 51.7% (同 1.0 ポイント上昇)との結果となりました。

約 4 分の 1 は継続雇用を

「希望しない」

また、定年到達者の継続雇用の状況についてですが、過去 1 年間に定年年齢に到達した人 (43 万 36 人)のうち、

「継続雇用された人」は 73.6% (31 万 6,714 人)、「継続雇用を希望しなかった人」は 24.8% (10 万 6,470 人)、「継続雇用の基準に該当しないこと等により離職した人」は 1.6% (6,852 人)でした。

約 4 分の 1 の人は継続雇用されること自体を望んでいないようです。

## 継続雇用者の処遇は

どのように決める？

高年齢者雇用安定法の改正 (2013 年 4 月 1 日施行)により、労働者が希望すれば、企業は 65 歳までの雇用確保措置 (継続雇用等) が義務付けられます (例外あり)。その際に問題となるのが、継続雇用者の「処遇」です。

日本経団連が行った「2012 年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」の結果によれば、法改正に伴って必要となる対応について、44.2%の

企業が「高齢従業員の貢献度を定期的に評価し、処遇へ反映する」と回答しています。

高齢従業員の業務内容や貢献度に応じて、処遇を決定しようとしている企業が多いようです。